

平 22 福情答申第 3 号

平成 22 年 7 月 28 日

福岡市長

吉 田 宏 様

(道路下水道局建設部西部下水道課)

福岡市情報公開審査会

会長 川 副 正 敏

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例 (平成 14 年福岡市条例第 3 号) 第 20 条第 2 項の規定に基づき、平成 22 年 4 月 1 日付け道下西第 405-1 号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

「西区壱岐団地 135 南側の水路改修に関する資料として陳情受付記録外」の一部公開の件

答 申

**第 1 審査会の結論**

「西区壱岐団地 135 南側の水路改修に関する資料として陳情受付記録外」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）により非公開とした部分のうち、次の部分は、公開することが妥当である。

- (1) 陳情受付記録中の申請者住所欄のうち区名及び協議内容欄の 1 行目 38 文字目から 41 文字目（句読点，括弧等の記号は，文字数に含めない。）
- (2) 陳情受付記録中欄外の公務員氏名

**第 2 異議申立ての趣旨及び経過**

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は，平成 22 年 2 月 18 日付けで実施機関が異議申立人に対して行った本件決定を取り消し，新たに公文書公開決定するよう求めるものである。

2 異議申立ての経過

- (1) 平成 22 年 2 月 9 日，異議申立人は，実施機関に対し，福岡市情報公開条例（平成 14 年福岡市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により，本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成 22 年 2 月 18 日，実施機関は，本件対象文書について，条例第 11 条第 1 項の規定により本件決定を行い，その旨を異議申立人に通知した。
- (3) 平成 22 年 3 月 5 日，異議申立人は，本件決定について，これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

**第 3 異議申立人及び実施機関の主張等の要旨**

1 異議申立人の主張

異議申立人は，異議申立書において，次のように主張している。

- (1) 本件陳情書の申請者の住所、氏名及び協議内容は公開されるべきである。
- (2) 本件陳情者からの工事要望書は公開されるべきである。

## 2 実施機関の主張

実施機関は、平成22年4月15日付け弁明意見書及び同年6月10日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

### (1) 本件対象文書について

本件公開請求は、西区壱岐団地内における水路の補修工事に関するものであり、本件対象文書は、地元住民からの陳情を聴取した際に作成した陳情受付記録、水路の補修の必要性について検討した資料、工事の地元説明資料、工事図面、設計書及び入札書である。

### (2) 本件決定について

陳情受付記録の申請者の住所、氏名等及び入札書の代理人氏名については、個人情報であり、条例第7条第1号本文に該当し、また、入札書の法人の代表者印影については、法人の正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号アに該当すると判断して、非公開としたものである。

### (3) 異議申立人が主張する工事要望書について

異議申立人の主張する工事要望書については、本件の陳情が口頭のみであり、書面での提出がなかったため、存在せず、陳情内容を記載した陳情受付記録が異議申立人の求める公文書に該当すると判断したものである。

## 第4 審査会の判断

上記の異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

### 1 本件対象文書について

- (1) 本件対象文書は、地元住民からの口頭での要望を受け、実施機関が作成した陳情受付記録、水路の補修の必要性について検討した資料及び実施機関が発注した工事に関する関係書類である。
- (2) 実施機関は、本件対象文書のうち、陳情受付記録の申請者住所、氏名、役職名、電話番号、他の情報と照合することによって個人が識別できる情報及び入札書の代理人氏名については、条例第7条第1号本文に該当し、また、入札書の法人の代表者印影については、条例第7条第2号アに該当するとして、非公開としている。
- (3) 異議申立人は、実施機関が非公開とした、陳情受付記録の個人名、住所、協議内

容の公開を求めるとともに、陳情者からの工事要望書の公開も求めている。しかし、本件要望は口頭でのみ行われているため、工事要望書に類するものは提出されておらず、陳情者の要望内容を記録し、当該請求の趣旨に相当するものとしては、本件対象文書である陳情受付記録だけである。

(4) よって、当審査会は、本件対象文書のうち、異議申立人が公開を求める部分及び実施機関が非公開を主張している部分について、あわせて以下のとおり判断する。

## 2 条例第7条第1号該当性について

### (1) 条例第7条第1号について

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

また、条例第7条第1号ただし書のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても公開しなければならない旨規定している。

### (2) 条例第7条第1号本文該当性について

陳情受付記録にある「申請者住所」（区名を除く。）、「氏名」、「役職」及び「電話番号」並びに入札書にある「代理人氏名」は、個人を識別できるものであるから、個人に関する情報として条例第7条第1号本文に該当するものと認められる。

しかし、陳情受付記録中の協議内容の非公開部分には、他の情報と照合しても特定の個人を識別できないとはいえないものが含まれている。したがって、その部分については、第1号本文に該当しないものと認められることから、公開することが妥当である。

### (3) 条例第7条第1号ただし書該当性について

そのうえで、同号ただし書に該当するか否かについて、以下のとおり検討する。

#### ア 条例第7条第1号ただし書のア、イ該当性について

本件において、当該規定に該当する事実は認められなかった。

#### イ 条例第7条第1号ただし書のウ該当性について

条例第7条第1号ただし書のウは、個人情報であっても、当該個人が公務員等（・・・地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員・・・をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分については、公開しなければならない旨規定する。したがって、陳情受付記録の中で、実施機関の職員の職氏名については、

一部非公開とされている部分が認められたが、同号ただし書のウに該当し、公開することが妥当である。

(4) 条例第7条第2号のア該当性について

ア 条例第7条第2号のアは、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書に定める情報を除いて非公開情報と規定している。

イ 本件対象文書に押印された入札参加業者の代表者印影は、文書の記載内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであって、当該法人の正当な利益が害されるおそれがあると認められるので、非公開とするのが妥当である。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成22年4月1日	実施機関からの諮問
平成22年4月15日	実施機関が弁明意見書を提出
平成22年6月10日(第1部会)	実施機関からの口頭意見聴取及び審議
平成22年7月7日(第1部会)	審議

## 第6 答申に関与した委員

川副正敏，白杵昭子，多田利隆，福山道義